

稲城市指名業者停止措置要綱

平成24年 1 月 27 日

市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲城市指名業者選定基準（平成23年 9 月 30 日市長決裁。以下「基準」という。）第10条第 2 項に定める指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、特に定めのない限り、基準において使用する用語の例による。

(指名停止措置)

第 3 条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当するに至ったときは、稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第 16号。以下「規則」という。）第75条第 1 項に規定する稲城市指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議を経て、同表各号に定める期間（以下「指名停止期間」という。）について、指名停止措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、指名停止措置の原因となった 1 個の事実が 2 個以上の措置要件に該当する場合は、その指名停止期間が最も長い措置要件により、指名停止措置を講ずるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、選定委員会の議を経ることなく、当該有資格者に対して指名停止措置を講ずることができる。この場合において当該措置の期間は、当該措置を決定した日の直近に開催される選定委員会の議を経るまでの間とする。

- (1) 別表第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 別表第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当するとき。
- (3) 前 2 号のほか、特に必要があると認めるとき。

4 前項の規定により講じられた指名停止措置の期間は、当該措置の直近に開催される選定委員会において決定された指名停止期間に通算する。

(法人に対する指名停止措置の範囲)

第 4 条 指名停止措置を法人に対し講ずるときは、その機関、部門、部署等といっ

た区分（以下「区分」という。）にかかわらず、当該法人の全体に対して講ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2項又は第3項の措置要件により指名停止措置を講じようとする場合であつて、当該法人がその区分ごとに独立した十分な責任体制を有すると認められ、かつ、当該措置要件に該当する事由の発生した区分を特定できる場合に限り、当該区分に対し個別に指名停止措置を講ずることができる。

（共同企業体に関する指名停止措置）

第5条 共同企業体について指名停止措置を行うときは、当該共同企業体の構成員である有資格者（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止措置を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第6条 市長は、指名停止措置を講じようとする場合において、当該措置の対象となる有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その期間を別表に掲げる指名停止期間の標準よりも短縮して定めることができる。

- (1) 参酌すべき特別の事由があると認められるとき。
 - (2) 別表第2項又は第3項に該当し、かつ、その原因たる事故又は不良について適切な事後処置を行ったと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 市長は、指名停止措置を講じようとする場合において、当該措置の対象となる有資格者が次の各号に該当するに至ったときは、第3条及び別表の規定にかかわらず、当該措置の期間を任意に定めることができる。
 - (1) 別表第1項に基づく指名停止措置の期間中又は期間満了後3年以内に、再度同項の措置要件に該当したとき。
 - (2) 別表第4項第1号又は第2号に基づく指名停止措置の期間中又は期間満了後3年以内に、再度同項第1号又は第2号の措置要件に該当したとき。
 - (3) 別表第4項第1号又は第2号に該当し、かつ、当該違法行為において有資格者又はその役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付された者を含む。）が主導的な役割を担ったと認められたとき。

(4) 別表第4項第1号又は第2号に該当し、かつ、当該違法行為が極めて広範囲に亘って行われたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(指名停止措置の解除)

第7条 指名停止措置は、指名停止期間の満了をもって解除する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、現に指名停止措置を受けている有資格者について、別に参酌すべき特別の事由があり、又は当該措置の原因となった事由の責めを負わないことが判明したときは、当該措置の期間を短縮し、又は当該措置を即時に解除することができる。

(指名停止措置等の公表)

第8条 市長は、第3条第1項又は第3項の規定により指名停止措置を講じ、又は第7条第2項の規定により指名停止措置を解除したときは、当該措置を受けた有資格者の商号又は名称、当該措置を受けた事由、当該措置の期間等について、市ホームページにおいて公表するものとする。

(指名停止措置等の通知)

第9条 市長は、第3条第1項又は第3項の規定により指名停止措置を講じ、又は第7条第2項の規定により指名停止措置を解除し、若しくは指名停止措置の期間を短縮したときは、当該有資格者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。ただし、選定委員会においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の通知を行うに際し、同項に列記する措置に係る改善状況の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(勧告)

第11条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者に対し、必要な注意を勧告することができる。

(庶務)

第12条 この要綱に規定するほか、指名停止措置に関する事務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するほか、指名停止措置について必要な事項は、選定委員会の議を経て市長が決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 稲城市指名業者停止措置要綱（平成17年2月1日市長決裁）は廃止する。

付 則（平成26年4月1日総務契約課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和5年10月27日市長決裁）

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	指 名 停 止 期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合</p> <p>ア 有資格者又はその代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下この項において「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格者の役員、執行役員又は支店、営業所等（常時、契約を締結する権限を有する事務所とする。）を代表する者のうち、アに掲げる以外の者（以下この項において「一般役員等」と総称する。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人のうち、ア及びイに掲げる者以外の者（以下この項において「使用人」という。）</p> <p>(2) 前号に規定するほか、次に掲げる者が市以外の公共機関（「刑法（明治40年法律第45号）」その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>2 契約履行上の事故</p> <p>(1) 市と締結した契約に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>24月</p> <p>9月以上24月以内 (標準18月)</p> <p>6月以上18月以内 (標準12月)</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>3月以上9月以内 (標準6月)</p> <p>1月以上5月以内 (標準3月)</p> <p>事故の事実を知った日</p>

<p>ア 事故を発生させたことにより公衆に死者を生じ、又は広く公衆に被害を与え、もって社会的又は経済的に大きな損害を来したと認められる場合</p>	<p>から 2月以上6月以内 (標準4月)</p>
<p>イ 事故を発生させたことにより公衆に傷害を与え、又は周辺の公衆に被害を与えた場合</p>	<p>1月以上3月以内 (標準2月)</p>
<p>ウ 事故を発生させたことにより、その使用人に死者又は多数の負傷者生じた場合</p>	<p>1月以上3月以内 (標準2月)</p>
<p>(2) 市以外の者と締結した契約の履行に際して事故を発生させ、これにより公衆に多数の死者を生じ、又は広く公衆に著しい被害を与え、もって社会的又は経済的に大きな損害を来したと認められる場合</p>	<p>1月以上5月以内 (標準3月)</p>
<p>3 契約履行成績不良 市と締結した契約の履行に際し、著しく適正を欠く行為を行い、又は履行成績が著しく不良であったと認められる場合</p>	<p>4月以上12月以内 (標準9月)</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p>	
<p>(1) 有資格者又はその役員若しくは使用人が、次に掲げる契約案件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号の規定に違反した容疑又は刑法第96条の6の公契約関係競売等妨害罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>
<p>ア 市が締結し、又は締結しようとした契約</p>	<p>6月以上24月以内 (標準12月)</p>
<p>イ アに規定するほか、市以外の公共機関が締結し、又は締結しようとした契約</p>	<p>2月以上12月以内 (標準4月)</p>
<p>(2) 前号に規定するほか、有資格者又はその役員若しくは使用人が、次に掲げる契約案件に関し、私的独占の</p>	

<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反し、これにより市の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 市が締結し、又は締結しようとした契約</p> <p>イ アに規定するほか、市以外の公共機関が締結し、又は締結しようとした契約</p> <p>(3) 前2号に規定するほか、その締結した契約に関する違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p> <p>5 虚偽記載</p> <p>市が執行し、又は執行しようとした入札において、当該入札に係る提出書類に虚偽を記載し、これにより市の契約の相手方として不相当と認められる場合</p> <p>6 不誠実な行為</p> <p>市が執行した入札を落札したにもかかわらず、正当な理由無く相当の期間内に当該入札に係る契約を締結しない場合</p>	<p>3月以上12月以内 (標準6月)</p> <p>2月以上12月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上9月以内 (標準2月)</p> <p>事実を確認した日から 1月以上9月以内 (標準3月)</p> <p>事実を確認した日から 1月以上12月以内 (標準6月)</p>
--	---